

▼ 資料編 ▼

▼資料編▼

1 「健康いせはら21（第3期）計画策定委員会」開催経過

日 程		内 容
第1回	平成29年 7月24日	(1) 計画策定の概要・策定スケジュールについて (2) 平成28年度伊勢原市健康づくりに関する意識調査概要報告について (3) 健康いせはら21（第3期）計画達成状況について (4) 健康いせはら21（第3期）計画骨子（案）と第3期計画の体系図（案）について
第2回	平成29年 9月27日	(1) 健康いせはら21（第3期）計画（素案）について
第3回	平成29年 10月25日	(1) 健康いせはら21（第3期）計画（最終案）について

2 「健康いせはら21計画（第3期）策定委員会」委員名簿

区 分		所 属	職 種 等	氏 名
委員長	医療関係者	伊勢原市医師会	医師	須藤 宣弘
副委員長	医療関係者	一般社団法人 秦野・伊勢原歯科医師会	歯科医師	新倉 良一
委員	保健行政関係者	平塚保健福祉事務所 秦野センター	保健予防課長 保健師	彦根 倫子
委員	学識経験者	東海大学 健康科学部看護学科	講師	三橋 祐子
委員	運動関係者	有限会社 ハイライフサポート	健康運動指導士	佐藤 岳人
委員	公募に応じた者	市民代表	一般市民	石氏 明子

### 3 健康いせはら21計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画(以下「計画」という。)の原案を策定するため、健康いせはら21計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の原案の策定及び検討に関すること。
- (2) その他計画の原案の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから6人以内の委員をもって組織する。

- (1) 医療関係者
- (2) 保健行政関係者
- (3) 保健団体関係者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募に応じた者
- (6) その他健康又は運動に関して知識がある者

2 委員は、前項各号に定める者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の原案の策定作業が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康管理主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。